

平成29年10月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度松伏町一般会計補正予算（第4号））

1 趣旨

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、緊急に平成29年度松伏町一般会計予算を補正する必要性が生じ、平成29年9月28日に平成29年度松伏町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、その承認を求めるもの。

2 内容

(1) 補正前予算額	8, 378, 218千円
(2) 補正予算額	13, 181千円
(3) 合計	8, 391, 399千円

議案第49号

松伏町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

越谷都市計画地区計画の変更に伴い、大川戸砂田地区地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めるための条例の改正

2 内容

- (1) 建築物の高さの最高限度に係る制限の追加（第6条及び別表第2関係）
建築物の各部分の高さについて、地区整備計画区域の地区の区分ごとに、その最高限度を定める。
- (2) 建築物の緑化率の最低限度に係る制限等の追加（第7条から第9条まで及び別表第2関係）
建築物の緑化率について、地区整備計画区域の地区の区分ごとに、その最低限度等を定める。
- (3) 違反建築物に対する措置等の追加（第13条及び第14条関係）
建築物の緑化率の最低限度に係る制限等に違反があった場合、当該建築物を新築する者等に対し、違反を是正するための必要な措置をとるよう命じることができることとするとともに、必要な限度において緑化施設の管理に関し報告をさせ、又は職員を立ち入り検査させることができることとする。
- (4) 罰則の追加及び強化（第16条関係）
罰則の対象となる違反に（1）の制限に関する違反を追加し、罰金の額を20万円以下から50万円以下に引き上げる。
- (5) 建築物の緑化率の最低限度に係る制限等の違反に関する罰則の新設（第17条関係）
（3）による命令に違反した者又は報告をしなかった者等は、30万円以下の罰金に処する。
- (6) 大川戸砂田地区地区整備計画区域の追加（別表第1及び第2関係）
別表第1及び第2に大川戸砂田地区地区整備計画区域を加える。
- (7) その他規定の整備

3 施行期日

平成29年11月1日

議案第50号

赤岩地区公民館改修工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 赤岩地区公民館改修工事
- 2 工 事 場 所 松伏町大字上赤岩1253番地
- 3 履 行 期 限 平成30年3月29日
- 4 請 負 金 額 86,391,360円
- 5 請 負 業 者 埼玉県春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横田 生樹

議案第51号

町道6号線（深町工区）道路築造工事（その1）請負契約の変更契約の締結について

- 1 工 事 名 町道6号線（深町工区）道路築造工事（その1）
- 2 施 工 箇 所 松伏町大字松伏地内
- 3 履 行 期 限 平成29年12月28日
- 4 変 更 履 行 期 限 平成30年 3月30日
- 5 請 負 業 者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
清水建設株式会社
代表取締役 清水 勝太郎